日神グループホールディングス

証券コード：8881

第50回定時株主総会
招集ご通知

日時　２０２４年６月26日（水曜日）
　　午前10時（開場　午前９時）
場所　東京都渋谷区代々木３丁目２５番３号
　　あいおいニッセイ同和損保新宿ビル
　　地下１階ホール

株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

○目　次

第50回定時株主総会招集ご通知 …… 1
　第50回定時株主総会　インターネットライブ中継のご案内 … 6

（株主総会参考書類）
第１号議案　剰余金の処分の件…… 7
第２号議案　取締役９名選任の件…… 8
第３号議案　監査役１名選任の件…… 15
（添付書類）
事業報告…… 17

連結計算書類…… 37
連結計算書類に係る監査報告書…… 40
計算書類…… 44
監査報告書…… 47

株主総会会場ご案内図

証券コード　8881
２０２４年6月１０日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿五丁目８番１号
株式会社日神グループホールディングス
代表取締役社長　堤　　幸　　芳

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://nisshin-hd.co.jp/archives/investor_information/post-1106

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（日神グループホールディングス）」または「コード（8881）」を入力・検索し、基本情報、縦覧書類／ＰＲ情報を選択の上、株主総会招集通知の情報をご確認いただけます。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

また、上記のほか、以下のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/8881/teiji/

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月25日（火曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。また、本総会の様子を株主の皆様にご覧いただけるよう、動画をインターネット上で配信いたします。

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月26日（水曜日）午前10時（開場午前９時）

2．場　　所　東京都渋谷区代々木３丁目25番３号
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル地下１階ホール

3．会議の目的事項

報 告 事 項　1．第50期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第50期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

（1）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

（2）書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（3）電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
2．会社法改正により、電子提供措置事項について上記のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本定時株主総会においては書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
3．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（開場：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後６時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

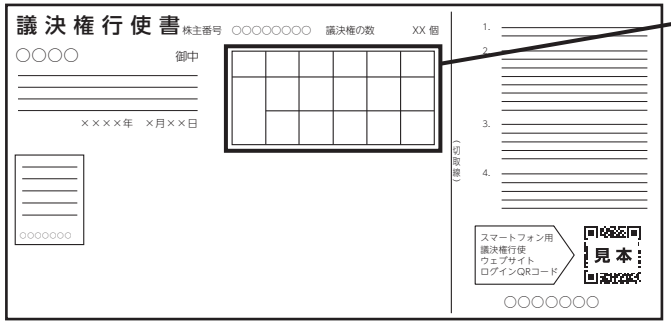

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案、第３号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

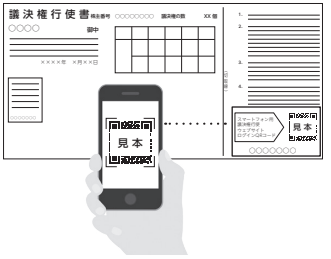

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

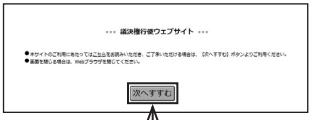

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

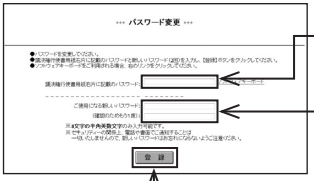

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間　年末年始を除く9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第50回定時株主総会　インターネットライブ中継のご案内

株主総会は株主の皆様との重要な接点であるとの認識から、多くの株主の皆様に株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ中継を行います。

ライブ中継は、「日神グループホールディングス・プレミアム優待倶楽部」を通じて行います。ただし、本ライブ中継へのご参加は、会社法上、当日、議決権の電子行使が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会ではなく、株主総会の視聴のみのハイブリッド参加型バーチャル株主総会となります。そのため、ライブ中継上での議決権行使は行うことはできません。また、動議提出、動議採決及び質問を行うことはできませんので、予めご了承ください。動議や質問をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場の上、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日のライブ中継中にご質問はお受けできませんが、事前にご質問を受付いたします。事前のご質問につきましては「日神グループホールディングス・プレミアム優待倶楽部」からお寄せいただくことが可能です。円滑な株主総会運営のため、ご質問の数はお一人様3問まで、期限は2024年6月18日（火）午後6時までとさせていただきます。また、お寄せいただいたご質問に関しては、可能な限り、株主総会にて回答させていただく方針でありますが、運営の都合上、その全てに回答することができない場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

ライブ中継サイト：　https://nisshin.premium-yutaiclub.jp
ログイン方法：①株主番号、②郵便番号を入力のうえご参加ください。
※2024年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された情報をご用意ください。
公開日時：2024年6月26日（水）　午前9時30分から株主総会終了時まで
事前質問受付期間：2024年6月10日（月）午前9時から6月18日（火）午後6時まで

※ライブ中継は会社法上の株主総会会場ではございませんので、視聴中に本サイトにて議決権行使等を行うことはできません。
※通信回線の環境等によりライブ中継が途絶される可能性があります。当社では中断により生じた株主様への不利益に対する責任は負いかねますので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。
※ライブ中継をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申しあげます。
※ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないよういたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承賜りますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益の還元を会社運営における重要課題の一つとして認識しております。

株主重視の方針に加え、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、業績に応じた適正配当を行うとともに、長期的な安定配当を維持することを基本方針としております。

第50期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金23円　総額1,078,823,004円

⑶　剰余金の配当が効力を生ずる日
　　2024年６月27日

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏　名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	(再任)	神　山　隆　志	代表取締役専務	12回/12回
2	(再任)	黒　岩　英　樹	代表取締役専務	12回/12回
3	(再任)	坂　入　　尚	取締役	12回/12回
4	(再任)	島　田　克　美	取締役	12回/12回
5	(新任)	日　置　　健	―	―
6	(新任)	田　口　二　朗	―	―
7	(再任)　(社外)　(独立)	阿　部　泰　彦	社外取締役	12回/12回
8	(再任)　(社外)　(独立)	清　水　郁　夫	社外取締役	12回/12回
9	(新任)　(社外)　(独立)	齊　藤　広　子	―	―

候補者 番　号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
1	神山　隆志 (1973年3月22日)	1995年５月　当社入社 2015年６月　当社取締役 2016年６月　多田建設株式会社取締役（現任） 2017年５月　日神管財株式会社取締役（現任） 2019年４月　当社代表取締役専務（現任） 2021年８月　エヌディファクター株式会社代表取締役社長（現任） 2022年７月　日神不動産株式会社取締役（現任） 2022年７月　日神住宅流通株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） エヌディファクター株式会社　代表取締役社長	14,140株
	（取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要） 神山隆志氏は2015年6月の取締役就任以降、主要なグループ会社の取締役を兼任し、グループの事業に関する広範で深い知識・見識を有しております。2019年4月からは代表取締役として経営に尽力しており、引き続き取締役としての職責を担えると判断し、取締役候補者としました。		
2	黒岩英樹 (1962年10月5日)	1985年４月　当社入社 2005年10月　当社経理部長 2008年12月　当社執行役員　経理部長 2014年６月　当社取締役兼執行役員　財務・経理担当 2016年２月　当社取締役常務兼執行役員　管理部門担当 2017年10月　当社取締役専務兼執行役員　管理部門担当 2020年１月　当社取締役専務 2020年６月　当社代表取締役専務（現任）	48,250株
	（取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要） 黒岩英樹氏は当社グループの経理・財務部門の統括業務に携わり、管理業務全般に関する豊富な経験を有するとともに、同氏の豊富な経験や幅広い見識は当社の持続的な企業価値向上のために必要であり、今後も引き続き取締役としての職責を担えると判断し、取締役候補者としました。		

候補者 番　号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
3	坂入（さかいり）　尚（たかし） (1967年4月5日)	1990年 3 月　当社入社 2010年10 月　当社横浜支店第２営業部長 2013年 6 月　当社執行役員横浜支店第２営業部長 2014年 5 月　当社執行役員横浜支店第１営業部長 2014年10 月　当社執行役員横浜支店長兼横浜支店第１営業部長 2015年 6 月　当社取締役兼執行役員　横浜支店長 2019年 2 月　日神不動産販売株式会社（現　日神不動産株式会社）代表取締役社長（現任） 2020年 1 月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 日神不動産株式会社　代表取締役社長	10,400株
	（取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要） 坂入尚氏は当社に入社以来、営業部門に長く携わり営業部門を統括してまいりました。その豊富な経験と知見は当社グループの企業価値の向上に必要であり、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役候補者としました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>島田（しまだ）　克美（かつみ）
(1966年10月16日)</td><td>1988年３月　当社入社
2009年５月　日神住宅流通株式会社（現　日神管財株式会社）取締役
2016年４月　日神管財株式会社　取締役常務
2021年６月　日神管財株式会社　代表取締役専務
2021年10月　日神管財株式会社　代表取締役社長（現任）
2022年６月　当社取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
日神管財株式会社　代表取締役社長</td><td>28,980株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要）
島田克美氏は、2009年より賃貸管理・建物管理を担う当社グループ会社の取締役を務め、現在は日神管財株式会社の代表取締役を務めております。同氏の管理事業における豊富な経験と知見は当社グループの企業価値向上に必要であり、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>※
日置（ひおき）　健（たけし）
(1961年9月8日)</td><td>1998年３月　当社入社
2017年４月　当社執行役員総務部長兼横浜支店総務部長
2020年１月　当社企画管理部長
2020年１月　日神不動産株式会社　取締役兼執行役員総務部長
2022年８月　日神不動産投資顧問株式会社　代表取締役社長（現任）
（重要な兼職の状況）
日神不動産投資顧問株式会社　代表取締役社長</td><td>22,520株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要）
日置健氏は、当社入社後、経理部や総務部等の管理部門において豊富な業務経験と実績を有しております。また、2022年8月より当社グループ会社において代表取締役を務め、当社グループの経営の一端を担っております。
このことから、同氏の経営経験および当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの企業価値向上に資することが期待されるため、取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>※
田口二朗（たぐちじろう）
（1963年５月20日）</td><td>1986年４月　多田建設株式会社入社
2013年４月　同、第一事業本部営業部長
2020年４月　同、執行役員企画営業本部長
2023年４月　同、取締役兼事業企画本部長
2024年４月　同、常務取締役兼事業企画本部長（現任）
（重要な兼職の状況）
多田建設株式会社　常務取締役</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要）
田口二朗氏は多田建設株式会社に入社以来、営業部門の業務に従事し、2020年からは企画営業、2023年からは事業企画の業務に従事し現在は常務取締役として事業企画本部の統括をしております。建設事業における豊富な経験と知見から、当社グループの企業価値の向上に適切な人材と判断し、取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>阿部泰彦（あべやすひこ）
（1977年3月10日）</td><td>2008年９月　弁護士登録（東京弁護士会）
2008年９月　東京グリーン法律事務所
2016年４月　阿部総合法律事務所　代表（現任）
2021年６月　当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
阿部総合法律事務所　代表</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要）
阿部泰彦氏は弁護士として企業法務や業界に精通しており、独立した立場から提言や助言をいただくことで、当社のコンプライアンス強化に寄与していただけることを期待して、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>清水郁夫
(1954年5月4日)</td><td>1978年４月　建設省（現　国土交通省）　入省
2008年７月　国土交通省　近畿地方整備局　副局長
2011年４月　一般財団法人　不動産適正取引推進機構　常務理事
2015年６月　一般社団法人　全国住宅産業協会　専務理事
2022年６月　当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
一般社団法人日本補償コンサルタント協会　会長</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要）
清水郁夫氏は官庁での様々な職務を通じ、豊富な経験と当社グループの属する不動産及び建設業界に関する幅広い見識を有しており、当該知見を活かした専門的な観点から、かつ客観的・中立的な立場で当社の業務執行に対し有益な助言や提言をいただいており、当社の業務執行への監督等に適切な役割を果たしていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>※
齊藤広子
(1960年９月29日)</td><td>1983年４月　藤和不動産株式会社（現　三菱地所レジデンス株式会社）入社
2004年４月　明海大学不動産学部　教授
2015年４月　横浜市立大学国際総合科学部国際都市学系　教授
2019年４月　横浜市立大学国際教養学部　教授（現任）
（重要な兼職の状況）
横浜市立大学国際教養学部　教授</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要）
齊藤広子氏は長年の研究活動を通じて培われた住宅、不動産の専門家としての幅広い知識と豊富な見識を当社取締役会に反映させるとともに、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たしていただけるものと考え、選任をお願いするものであります。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．※は新任の取締役候補者であります。
３．阿部泰彦、清水郁夫、齊藤広子の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は阿部泰彦、清水郁夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、齊藤広子氏につきましても独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
４．阿部泰彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
５．清水郁夫氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
６．阿部泰彦、清水郁夫、齊藤広子の各氏の選任が承認された場合、当社は阿部泰彦、清水郁夫両氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を継続し、齊藤広子氏とは当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低限度額であります。
７．当社は、保険会社との間で全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって塡補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役吉住清隆氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、その任期は当社定款の定めにより辞任する監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有株式数
北條（ほうじょう）　滋（しげる） (1959年3月30日)	1988年 3 月　当社入社 2005年10 月　当社秘書室長 2011年10 月　当社執行役員　秘書室長 2015年 6 月　当社執行役員　監査室長兼コンプライアンス室長 2020年 1 月　日神不動産株式会社取締役兼執行役員　監査室長兼コンプライアンス室長 2022年 8 月　日神不動産株式会社　総務部長兼監査室長兼コンプライアンス室長 2024年 4 月　日神不動産株式会社　監査室長兼コンプライアンス室長（現任）	47,460株
(監査役候補者とする理由) 北條滋氏は長年にわたり当社および当社子会社での監査室長として内部監査及び内部統制に関する業務等に従事し、当社グループ全体のガバナンス体制の強化に貢献してまいりました。この豊富な経験と知見を活かし、当社グループの監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者といたしました。		

(注) 1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．北條滋氏は、新任の監査役候補者であります。

3．当社は、保険会社との間で全ての監査役を被保険者とした会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって塡補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く）。北條滋氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

取締役・監査役に期待する専門性と経験（スキルマトリックス）

本総会において第２号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成並びに各人に特に期待するスキルマトリックスは以下のとおりであります。なお、各自が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	当社における地位（予定）	取締役・監査役に特に期待する分野						
		企業経営	不動産建設	イノベーション	財務会計	法務リスクマネジメント	人事労務	ＥＳＧサステナビリティ
神山隆志	代表取締役社長	●	●	●				●
黒岩英樹	代表取締役専務	●	●		●			●
坂入尚	取締役	●	●	●			●	
島田克美	取締役	●	●	●			●	
日置健	取締役	●	●			●		●
田口二朗	取締役	●	●	●				●
阿部泰彦	社外取締役					●	●	●
清水郁夫	社外取締役		●	●				●
齊藤広子	社外取締役		●	●				●
北條滋	常勤監査役					●	●	
小島徹也	社外監査役				●	●		
吉野裕介	社外監査役				●	●		
大畑敦子	社外監査役					●	●	

以上

事　業　報　告

〔2023年 4 月1 日から
2024年 3 月31日まで〕

1．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和が進み、経済活動の正常化に向かいました。しかしながら、ウクライナ情勢や中東情勢などの地政学的なリスクや原材料・エネルギー価格の高騰、急激な円安の進行など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。こうした中、当社グループの当連結会計年度の売上高は81,023百万円（前期比1.6％減）となり、売上総利益は10,622百万円（前期比2.6％減）、営業利益が3,528百万円（前期比15.9％減）、経常利益が3,224百万円（前期比20.5％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,105百万円（前期比23.8％減）となりました。

報告セグメントにて区分した場合の売上高は以下のとおりです。

①　不動産事業

不動産販売事業の不動産証券化事業向けの売上が増加したため、売上高は33,436百万円（前期比22.3％増）となりましたが、新築分譲マンションに比して利益率が相対的に低いことから、セグメント利益は2,042百万円（前期比11.8％減）となりました。

②　建設事業

多田建設株式会社の売上高は36,781百万円（前期比11.9％減）となりましたが、価格転嫁等による利益率の改善により、セグメント利益は795百万円（前期比13.0％増）となりました。

③　不動産管理事業

不動産管理事業は、マンションの共用部分の管理、ビル管理、賃貸物件の管理受託、これら管理業務に伴うリフォームや大規模修繕等の工事及び賃貸物件の販売を行っております。

賃貸物件の販売が減少したため、売上高は10,771百万円（前期比18.7％減）、セグメント利益は1,084百万円（前期比26.0％減）となりました。

④　その他

「その他」は日神ファイナンス株式会社他１社となっております。日神ファイナンス株式会社は、少額の新規貸付を若干行っておりますが、縮小均衡を目指しております。

売上高は33百万円（前期比100.2％増）、セグメント利益は９百万円（前期比74.0％増）となりました。

⑵　設備投資の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

⑶　資金調達の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

⑷　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

⑸　他の会社の事業の譲受けの状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

⑹　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

⑺　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

①　株式の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

②　新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑻ 財産及び損益の状況の推移

（百万円未満切り捨て）

期別 / 項目	第46期 2020年３月期	第47期 2021年３月期	第48期 2022年３月期	第49期 2023年３月期	第50期 (当連結会計年度) 2024年３月期
売上高(百万円)	82,116	80,815	81,465	82,348	81,023
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,949	3,422	3,522	2,763	2,105
１株当たり当期純利益 (円)	84.19	72.97	75.27	59.12	45.03
総資産(百万円)	108,503	107,461	114,969	120,933	121,999
純資産(百万円)	58,756	61,566	64,132	65,808	67,415
１株当たり純資産額 (円)	1,249.89	1,309.64	1,370.11	1,406.12	1,437.45

（注）１．「１株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき、「１株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

２．第48期より「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」に残存する当社株式は、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。

３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第48期の期首から適用しており、当該連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

⑼ 対処すべき課題

当社グループの属する不動産・建設業界においては、地価や建設コストの高止まりに加え、建設業における時間外労働時間の上限規制による工期の長期化、慢性的な人手不足等厳しい経営環境が続いております。こうした中で当社グループは、売上高の拡大、収益力の向上、人材の確保及び育成を重要な課題と考えております。

（イ）不動産事業

不動産事業においては、景気回復傾向が続く中、需要は底堅く推移しております。

新築マンション分譲事業においては、首都圏郊外の物件開発を進める等、建設コストの上昇に対応します。売上高の拡大については円安による海外投資家の日本不動産に対する需要が回復していることから、資産運用に特化した物件の開発・分譲を進めます。

不動産証券化事業においては、引き続き私募REIT向けを中心に賃貸用不動産の開発を推進すると共に、投資顧問業での預かり資産残高1,000億円を目標に、グループ各社の連携、大手上場投資法人との協業を活かしつつ、物件収集力・取得力・運用力を向上させます。また、日神不動産においてウエアハウジング機能を強化することにより収益の安定化を図ります。

人材の確保及び育成については、人的資本投資を拡大し、新卒社員の教育・研修を強化するとともに、資格取得の支援や手当の拡充により人材の確保を図ります。

（ロ）建設事業

建設事業においては、受注環境は安定しているものの、建設費の高騰、労働時間規制による工期の長期化、技術者の人材不足が課題となっております。

近畿圏に加えて九州営業所・東北営業所での事業展開とともに、ホテル、オフィス、工場等非住宅物件の受注を強化します。

建設資材の価格上昇に対しては、利益率の高い工事の選別受注を推進するとともに、集中購買並びに早期発注システムの推進、また部門分野ごと（電気、設備）のコスト検証を強化します。

人材の確保及び育成については、特に技術者の確保が重要であると認識しております。人的資本投資を拡大し、高卒生を積極的に採用して人材確保を図るとともに、新入社員は１年間の研修期間を設けることにより早期戦力化を図ります。

また、技術研修制度も充実させ、戦力の底上げを図りつつ、資格取得促進の支援策も強化拡充します。

（ハ）不動産管理事業

メイン事業である賃貸管理・建物管理においては、長期に渡る取引から得た大量データの処理をＤＸ化の推進により効率化し、生産性の向上を図ります。

重点施策として外部ＯＥＭ（マンション開発）、投資用アパート開発を推進し、売上の拡大を図ります。

人材の確保及び育成については、人的資本投資を拡大し、中途採用を積極的に行い人材の確保を図るとともに、社内研修によりモチベーションの向上や各種免許取得をバックアップします。また、チーム編成を細かくし人材育成、スキルアップを図ります。

これらの取組みを通して持続した成長を実現できる日神グループを目指してまいります。
今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑽ 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
日神不動産株式会社	480.0百万円	100.0%	分譲マンションの企画・開発・販売
多田建設株式会社	300.0百万円	100.0%	建築工事、土木工事等
日神管財株式会社	110.0百万円	100.0%	不動産の売買、賃貸管理、マンション管理、リフォーム等
日神不動産投資顧問株式会社	150.0百万円	86.0%	投資法人の運営受託等の不動産証券化事業
日神住宅流通株式会社	15.0百万円	100.0%	中古マンションの買取・再販・リノベーション事業
日神ファイナンス株式会社	121.3百万円	100.0%	マンション購入者に対する住宅ローン保証及び住宅資金の貸付
株式会社リコルド	20.0百万円	70.1%	戸建住宅の開発・販売
株式会社シンコー	90.0百万円	100.0%(注)	建築資材のリース

(注) 子会社多田建設株式会社が所有する株式の出資比率を示しております。

⑾ 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

区分	事業内容
不動産事業	分譲マンションの企画・開発・販売、不動産証券化事業向けの物件の開発・販売及び不動産の賃貸を行っております。
建設事業	マンション等の建築に加え、土木工事を行っております。
不動産管理事業	不動産の管理及び賃貸物件の管理等を行っております。
その他	小口の保証業務及び少額に限定した新規貸付のみを行っている日神ファイナンス株式会社等をその他区分にしております。

⑿ 主要拠点等（2024年3月31日現在）

当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区

子会社

名称	所在地
日神不動産株式会社	（本　　店）東京都新宿区 （横浜支店）神奈川県横浜市
多田建設株式会社	東京都江東区
日神管財株式会社	東京都新宿区
日神不動産投資顧問株式会社	東京都新宿区
日神住宅流通株式会社	東京都新宿区
日神ファイナンス株式会社	東京都新宿区
株式会社リコルド	東京都新宿区
株式会社シンコー	千葉県印西市

⑬ 従業員の状況（2024年3月31日現在）

報告セグメントの名称	従業員数（名）	前連結会計年度末比（名）
不動産事業	244 (13)	△11
建設事業	284 (33)	△7
不動産管理事業	162 (442)	4
その他	2 (−)	△1
全社（共通）	8 (2)	△1
合計	700 (490)	△16

（注）1．従業員数は全連結会社の就業人員の合計であり、臨時雇用者数は最近１年間の平均就労人数を（ ）内に外数で記載しております。
2．臨時雇用者には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

⑭ 主要な借入先（2024年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	6,304,700千円
朝日信用金庫	3,492,740
三井住友信託銀行株式会社	2,270,000
東京シティ信用金庫	2,258,570
株式会社東日本銀行	2,088,000

⑮ その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　74,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　46,951,260株（自己株式　45,912株を含む）

⑶ **株主数**　13,657名（自己株式　1名を含む）

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
エヌディファクター株式会社	16,505,000株	35.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,453,500	7.3
神山和郎	1,402,180	3.0
清原達郎	1,400,000	3.0
住友不動産株式会社	997,800	2.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	937,700	2.0
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	756,000	1.6
内藤征吾	724,700	1.5
日神グループホールディングス社員持株会	713,434	1.5
INTERACTIVE BROKERS LLC	609,500	1.3

（注）1．持株比率は、自己株式（45,912株）を控除して計算しております。
2．当社は取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式158,500株を保有しております。なお、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

⑸ **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	堤　幸芳	
代表取締役専務	神山隆志	エヌディファクター株式会社　代表取締役社長
代表取締役専務	黒岩英樹	
取締役	坂入尚	日神不動産株式会社　代表取締役社長
取締役	佐藤俊也	多田建設株式会社　代表取締役社長
取締役	島田克美	日神管財株式会社　代表取締役社長
取締役	青島由雄	
取締役	阿部泰彦	弁護士 阿部総合法律事務所　代表
取締役	清水郁夫	一般社団法人　日本補償コンサルタント協会　会長
常勤監査役	吉住清隆	
監査役	小島徹也	公認会計士 小島公認会計士事務所　代表
監査役	吉野裕介	税理士 税理士法人連合会計事務所　代表社員
監査役	大畑敦子	弁護士 オリゾン法律事務所

（注）１．取締役　青島由雄、阿部泰彦、清水郁夫の各氏は、社外取締役であります。
２．監査役　小島徹也、吉野裕介及び大畑敦子の各氏は、社外監査役であります。
３．監査役　小島徹也氏は公認会計士、吉野裕介氏は税理士であり、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役　青島由雄、阿部泰彦、清水郁夫及び監査役　小島徹也、吉野裕介及び大畑敦子の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
５．2023年6月26日開催の第49回定時株主総会において大畑敦子氏は新たに社外監査役に選任され、就

任いたしました。

6．当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
藤岡重三郎	2023年6月26日	任期満了	監査役

7．当事業年度末日後の取締役の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
堤幸芳	代表取締役社長	顧問	2024年６月26日(予定)
佐藤俊也	取締役	退任	2024年６月26日(予定)
青島由雄	社外取締役	顧問	2024年６月26日(予定)
日置健	新任	取締役	2024年６月26日(予定)
田口二朗	新任	取締役	2024年６月26日(予定)
齊藤広子	新任	社外取締役	2024年６月26日(予定)

8．当事業年度末日後の監査役の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
吉住清隆	常勤監査役	退任	2024年６月26日(予定)
北條滋	新任	常勤監査役	2024年６月26日(予定)

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役青島由雄、阿部泰彦及び清水郁夫、社外監査役小島徹也、吉野裕介及び大畑敦子の各氏との間に、会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	75,562 (7,200)	67,560 (7,200)	－ (－)	8,002 (－)	6 (3)
監　査　役 （うち社外監査役）	17,100 (7,500)	17,100 (7,500)	－ (－)	－ (－)	5 (3)
合　　計 （うち社外役員）	92,662 (14,700)	84,660 (14,700)	－ (－)	8,002 (－)	11 (6)

（注）１．取締役の金銭報酬の額は、1990年12月25日開催の第16回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分の給与額は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名（うち、社外取締役は０名）です。

２．監査役の金銭報酬の額は、1990年12月25日開催の第16回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、２名です。

３．非金銭報酬等は、「株式給付信託（BBT）」制度に基づく当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額です。

４．取締役の支給人員には、無報酬の取締役３名を除いております。

ロ．役員報酬等の決定に関する方針等

当社は2021年２月５日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2021年６月25日開催の取締役会において、決定方針の一部変更を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は基本報酬（固定報酬)及び株式報酬により構成し、社外取締役は基本報酬（固定報酬）のみとする。

②個人別の報酬の額の決定に関する基本方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

「基本報酬（固定報酬）」

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、毎月一定の時期に支払うこととする。また、個人別の報酬額は、定時株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会において決定することとする。

「株式報酬」

当社は、2021年６月25日開催の第47回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入することを決議いたしました。

株式報酬制度の概要は以下の通りとなります。

・株式報酬制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される制度です。

・具体的には１事業年度当たり20,800ポイント（20,800株）を上限として、事業年度ごとに各取締役に対し役位を勘案して定まる数のポイントが付与され、退任時に累積したポイント数に応じた当社株式及び時価換算した金額相当の金銭が給付されます。

③金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する種類ごとの割合

役員報酬の種類ごとの割合は、業務執行取締役については基本報酬（固定報酬）をおおよそ90～95%、株式報酬をおおよそ５～10%の割合となるよう制度設計しております。

また、社外取締役につきましては、その職責に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

⑷ 社外役員等に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役阿部泰彦氏は阿部総合法律事務所の代表であります。なお、当社は阿部総合法律事務所との間に特別な関係はありません。

・社外取締役清水郁夫氏は一般社団法人日本補償コンサルタント協会の会長であります。なお、当社は一般社団法人日本補償コンサルタント協会との間に特別な関係はありません。

・社外監査役小島徹也氏は、小島公認会計士事務所の代表であります。なお、当社は、小島公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。
・社外監査役吉野裕介氏は、税理士法人連合会計事務所の代表社員であります。なお、当社は、税理士法人連合会計事務所との間に特別な関係はありません。
・社外監査役大畑敦子は、オリゾン法律事務所に所属しております。なお、当社はオリゾン法律事務所との間に特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役　青島　由雄	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。 主に長年にわたる経営者としての見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の取締役候補者の選定や役員報酬制度の見直しにおける適切な助言、監督機能を担っており、経営者の視点より適宜必要な助言をいただく等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役　阿部　泰彦	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の取締役候補者の選定や役員報酬制度の見直しにおける適切な助言、監督機能を担っており、弁護士としての専門的見地から適宜必要な助言をいただく等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役　清水　郁夫	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。 主に出身分野である不動産及び建設業界に関する専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の取締役候補者の選定や役員報酬制度の見直しにおける適切な助言、監督機能を担っており、不動産及び建設業界に関する専門的な見地から、適宜必要な助言をいただく等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外監査役　小島　徹也	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役　吉野　裕介	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、また、監査役会12回全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役　大畑　敦子	就任後に開催された取締役会9回全てに、また、監査役会9回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵ 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支　払　額
1．当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
2．当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	44,000千円

（注）1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、１．の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任するものといたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

⑸ 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

⑹ 連結子会社の監査

該当事項はありません。

6．会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

⑴ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 定例の「取締役会」を原則毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

② 当社の取締役と監査役に加え連結子会社の代表取締役も出席する「役員会」を毎月開催し、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」において各部門及びグループ各社の代表取締役に示し、浸透を図る。

③ 「役員会」の席上、各部門及びグループ各社は、年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

（当該体制の運用状況）

取締役会を年12回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、役員会を毎月開催し、加えて当社の取締役がグループ各社の取締役会に出席することにより、経営トップの経営戦略をグループ会社に浸透させました。役員会において各部門及びグループ各社は年度計画に基づく業務の進捗状況及び重要事項の報告を行いました。

⑵ 取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス全体を統轄する組織として、「内部統制委員会」を設置する。

② 同委員会は、関連子会社の取締役を含み、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上と従業員等への浸透を図る。

③ 独立した内部通報ルートを設け、情報の伝達を容易にするとともに、「内部統制委員会」による迅速な対応を可能としている。

④ 当社の内部監査室が各社のコンプライアンスに関わる事案を集中して受付け、回答することにより、グループ全体の問題点の共有を図る。

⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、警察及び関連機関と連携し、断固とした姿勢で臨み一切関係を持たない。

（当該体制の運用状況）

内部監査室が主催して必要なコンプライアンスについて教育及び説明を行い、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上についての取組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため四谷地区特殊暴力対策協議会に参加しております。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 代表取締役に直属する部署として内部監査室を設置しており、グループ各社の監査部門に対しヒアリングを行う形で、グループ全体を年に１回監査する定期監査とテーマ毎に全ての部署を監査する特別監査を実施し、業務状況を調査し、問題点の把握、改善点の指摘を行う。

② 社内外で発生する様々な危険に対応するため、危機管理委員会に各子会社の担当責任者（取締役）を加えた「日神グループ危機管理委員会」を設置している。同委員会は、緊急時に該当する部署の担当者を招集し、「危機管理対策会議」を開催でき、この会議において対応方針及び統一見解の決定を行う。具体的には、原因究明、コールセンターの設置、再発防止策の策定、情報開示等を行う。

（当該体制の運用状況）

内部監査室は全ての部署に対して定期監査及び特別監査を行い、業務状況を調査し、問題点の把握及び改善点の指摘を行いました。危機管理委員会開催要件に達する事項は発生しなかったため、同委員会による具体的な活動はありませんでした。

⑷ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る以下の情報及び文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施する。

② 必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

株主総会議事録及びその関連資料
取締役会議事録及びその関連資料
役員会議事録及びその関連資料
取締役の意思決定に関する書類及びその関連書類
その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

（当該体制の運用状況）

取締役の職務の執行に係る情報及び文書はセキュリティが確保された場所で適切に保管しています。

⑸ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役からの求めに応じ、必要に応じて業務補助のための使用人を置く。

② 監査役付きの使用人は、専任でかつ監査役の求める業務知識を有する者とし、監査役の指示に従いその業務を行う。

（当該体制の運用状況）

該当する事項はありません。

⑹ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役付きの使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には常勤監査役に事前に同意を得る。

② 監査役付きの使用人の人事考課は常勤監査役が行う。

（当該体制の運用状況）

該当する事項はありません。

⑺ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、コンプライアンス違反の事実を発見したときは、監査役に報告するとともに、「内部統制委員会」に報告する。

③ 監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

④ 常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の遂行状況を把握するため、「取締役会」のほか、「役員会」など重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、さらに内部監査に同行するなどして、取締役の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実の有無等、業務状況を調査する。

⑤ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

⑥ 監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合には直ちにこれを支払う。

（当該体制の運用状況）

監査役は、監査役会を12回開催し、当社及びグループ会社の取締役や使用人から必要な報告及び情報提供を受けました。コンプライアンス違反に関する相談・報告の対応にあたっては、相談・通報者の了解を得たうえで、各部署の責任者に報告し早期解決や再発防止に努めました。また、常勤監査役は取締役会及び役員会に参加し、重要な意思決定の過程や業務の遂行状況を把握しております。監査役は会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、必要に応じて情報交換を行っております。

⑻ **企業集団における業務の適正を確保するための体制**

① 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」において記載したとおり、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」においてグループ各社の取締役に示し浸透を図る。さらに「役員会」の席上、グループ各社は年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

② 子会社を含む内部統制関連役員を「内部統制委員会」のメンバーとし、同委員会がグループ全体のコンプライアンスを推進する体制とする。

③ 当社の内部監査室において、当社の各部署と同様に、国内全てのグループ会社の監査を年１回行う。さらに、テーマ毎に行う特別監査も当社監査と同様に行う。

④ 当社の経理、財務を所管する取締役が、グループ各社の経理、財務の内容を基本的に日々確認し、業務の適正の確保に努めるものとする。

（当該体制の運用状況）

役員会を毎月開催し経営トップの経営戦略をグループ会社の代表取締役に浸透させました。役員会においてグループ各社は業務の進捗状況及び重要事項の報告を行いました。内部監査室は国内全てのグループ会社に対して定期監査及び特別監査を行い、業務状況を調査し、問題点の把握及び改善点の指摘を行いました。経理、財務を所管する取締役はグループ各社の経理、財務の内容を日々確認し業務の適正の確保に努めました。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を会社運営における重要課題の一つとして認識しております。株主重視の方針に加え、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、業績に応じた適正配当を行うとともに、長期的な安定配当を維持することを基本方針としております。また、配当性向は50％を目安としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、23円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**105,152,085**	**流動負債**	**29,126,152**
現金及び預金	57,920,385	支払手形・工事未払金等	4,664,578
受取手形・完成工事未収入金等	14,254,492	電子記録債務	8,524,632
電子記録債権	1,644,796	１年内償還予定の社債	20,000
販売用不動産	7,561,606	短期借入金	11,794,437
不動産事業支出金	21,511,774	リース債務	123,413
未成工事支出金	5,868	未払法人税等	444,987
短期貸付金	16,951	賞与引当金	496,508
未収入金	1,450,367	工事損失引当金	4,944
その他	868,679	完成工事補償引当金	124,021
貸倒引当金	△82,836	株主優待引当金	51,306
固定資産	**16,847,628**	前受金	350,638
有形固定資産	**11,283,178**	未成工事受入金	458,541
建物及び構築物	5,137,678	預り金	1,294,698
土地	5,720,177	その他	773,444
リース資産	345,154	**固定負債**	**25,458,026**
その他	80,168	社債	220,000
無形固定資産	**270,245**	長期借入金	22,918,988
リース資産	34,959	リース債務	229,338
その他	235,286	退職給付に係る負債	1,771,659
投資その他の資産	**5,294,204**	役員株式給付引当金	59,384
投資有価証券	4,160,948	その他	258,656
長期貸付金	446,875	**負債合計**	**54,584,179**
繰延税金資産	245,229	**純資産の部**	
その他	589,232	**株主資本**	**66,619,639**
貸倒引当金	△148,082	**資本金**	**10,111,411**
		資本剰余金	**428,502**
		利益剰余金	**56,184,965**
		自己株式	**△105,239**
		その他の包括利益累計額	**576,987**
		その他有価証券評価差額金	**571,063**
		退職給付に係る調整累計額	**5,924**
		非支配株主持分	**218,907**
		純資産合計	**67,415,534**
資産合計	**121,999,714**	**負債及び純資産合計**	**121,999,714**

連結損益計算書

〔2023年４月１日から
2024年３月31日まで〕

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		**81,023,654**
売上原価		**70,401,625**
売上総利益		**10,622,028**
販売費及び一般管理費		**7,093,295**
営業利益		**3,528,733**
営業外収益		**149,405**
受取利息及び受取配当金	27,120	
違約金収入	23,165	
保険返戻金	6,014	
貸倒引当金戻入額	13,427	
紹介手数料	33,202	
その他	46,475	
営業外費用		**453,291**
支払利息	406,383	
その他	46,908	
経常利益		**3,224,847**
特別利益		**12,807**
投資有価証券売却益	1,499	
固定資産売却益	11,307	
特別損失		**2,211**
固定資産売却損	1,992	
固定資産除却損	218	
税金等調整前当期純利益		**3,235,443**
法人税、住民税及び事業税	1,053,807	
法人税等調整額	73,174	**1,126,981**
当期純利益		**2,108,462**
非支配株主に帰属する当期純利益		**3,192**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,105,269**

連結株主資本等変動計算書

〔2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで〕

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,111,411	427,262	55,111,615	△109,853	65,540,436
当期変動額					
剰余金の配当			△1,031,920		△1,031,920
連結子会社の増資による持分の増減		1,239			1,239
親会社株主に帰属する当期純利益			2,105,269		2,105,269
自己株式の取得				△62	△62
自己株式の処分				4,676	4,676
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	1,239	1,073,349	4,614	1,079,203
当期末残高	10,111,411	428,502	56,184,965	△105,239	66,619,639

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	186,235	－	△7,791	178,444	89,290	65,808,171
当期変動額						
剰余金の配当						△1,031,920
連結子会社の増資による持分の増減						1,239
親会社株主に帰属する当期純利益						2,105,269
自己株式の取得						△62
自己株式の処分						4,676
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	384,827	－	13,715	398,543	129,616	528,160
当期変動額合計	384,827	－	13,715	398,543	129,616	1,607,363
当期末残高	571,063	－	5,924	576,987	218,907	67,415,534

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2024年５月27日

株式会社日神グループホールディングス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野辺純一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤　元

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日神グループホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日神グループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第50期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月27日

株式会社日神グループホールディングス　監査役会

常勤監査役　吉　住　清　隆　㊞

社外監査役　小　島　徹　也　㊞

社外監査役　吉　野　裕　介　㊞

社外監査役　大　畑　敦　子　㊞

以　上

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**23,640,579**	**流動負債**	**467,002**
現金及び預金	23,434,634	買掛金	1,852
不動産事業支出金	16,388	一年以内返済予定長期借入金	234,756
前払費用	7,626	リース債務	14,707
未収収益	108	未払金	14,528
未収入金	173,087	未払費用	10,547
その他	15,166	未払法人税等	44,852
貸倒引当金	△6,432	前受金	21,458
		預り金	3,804
		株主優待引当金	51,306
		その他	69,187
固定資産	**11,236,208**	**固定負債**	**1,740,111**
有形固定資産	**6,137,607**	長期借入金	1,427,576
建物	2,931,126	長期未払金	36,180
機械装置	2,001	リース債務	9,570
工具器具備品	1,700	退職給付引当金	37,908
土地	3,130,681	役員株式給付引当金	21,958
リース資産	72,097	繰延税金負債	130,160
無形固定資産	**12,877**	長期預り敷金	21,795
電話加入権	4,934	長期預り金	54,961
リース資産	7,942	**負債合計**	**2,207,113**
投資その他の資産	**5,085,723**	**純資産の部**	
投資有価証券	314,431	**株主資本**	**32,302,676**
関係会社株式	1,826,046	**資本金**	**10,111,411**
その他の関係会社有価証券	2,692,736	**資本剰余金**	**426,578**
出資金	430	資本準備金	426,578
関係会社長期貸付金	91,005	**利益剰余金**	**21,869,925**
長期前払費用	12,419	利益準備金	1,163,070
差入保証金	43,666	その他利益剰余金	20,706,854
保険積立金	12,575	別途積立金	12,000,000
その他	103,648	繰越利益剰余金	8,706,854
貸倒引当金	△11,236	**自己株式**	**△105,239**
		評価・換算差額等	**366,998**
		その他有価証券評価差額金	**366,998**
		純資産合計	**32,669,674**
資産合計	**34,876,787**	**負債及び純資産合計**	**34,876,787**

損 益 計 算 書

（2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで）

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		**678,563**
営業収益		
関係会社経営指導料	178,000	
関係会社受取配当金	1,118,440	**1,296,440**
売上高及び営業収益合計		**1,975,003**
売上原価		**261,177**
売上総利益		**1,713,825**
販売費及び一般管理費	**2,752**	
営業費用	**514,660**	**517,412**
営業利益		**1,196,413**
営業外収益		**37,987**
受取利息及び受取配当金	9,595	
受取保証料	19,765	
貸倒引当金戻入額	3,105	
その他	5,520	
営業外費用		**27,237**
支払利息	26,237	
その他	1,000	
経常利益		**1,207,163**
特別利益		**9,630**
固定資産売却益	8,130	
投資有価証券売却益	1,499	
特別損失		**14,575**
関係会社株式評価損	14,575	
税引前当期純利益		**1,202,218**
法人税、住民税及び事業税	89,674	
法人税等調整額	△1,150	**88,523**
当期純利益		**1,113,694**

株主資本等変動計算書

〔2023年４月１日から
2024年３月31日まで〕

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,111,411	426,578	426,578	1,059,878	12,000,000	8,728,272	21,788,151	△109,853	32,216,287
当期変動額									
剰余金の配当						△1,031,920	△1,031,920		△1,031,920
利益準備金の積立				103,192		△103,192	－		－
当期純利益						1,113,694	1,113,694		1,113,694
自己株式の取得								△62	△62
自己株式の処分								4,676	4,676
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	103,192	－	△21,418	81,773	4,614	86,388
当期末残高	10,111,411	426,578	426,578	1,163,070	12,000,000	8,706,854	21,869,925	△105,239	32,302,676

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	278,181	278,181	32,494,468
当期変動額			
剰余金の配当			△1,031,920
利益準備金の積立			－
当期純利益			1,113,694
自己株式の取得			△62
自己株式の処分			4,676
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	88,817	88,817	88,817
当期変動額合計	88,817	88,817	175,205
当期末残高	366,998	366,998	32,669,674

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2024年５月27日

株式会社日神グループホールディングス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　野　辺　純　一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　元

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日神グループホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価

する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月27日

株式会社日神グループホールディングス　監査役会

常勤監査役　吉　住　清　隆　㊞

社外監査役　小　島　徹　也　㊞

社外監査役　吉　野　裕　介　㊞

社外監査役　大　畑　敦　子　㊞

以　上

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都渋谷区代々木３丁目25番３号
　　あいおいニッセイ同和損保新宿ビル地下１階ホール
電話　（０３）３２９９－８６５１（代表）

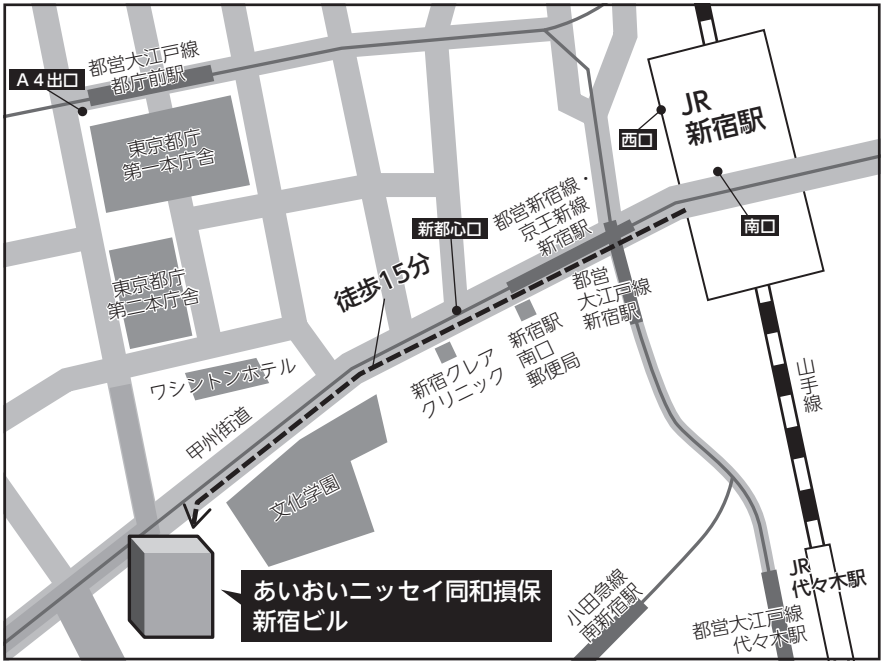

徒歩の経路

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

＜交通機関のご案内＞

●ＪＲ線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線
　新宿駅（南口・西口）より徒歩15分
●都営新宿線・京王新線
　新宿駅（新都心口）より徒歩７分
●都営大江戸線
　都庁前駅（Ａ４出口）より徒歩７分

株式会社日神グループホールディングス　本社
電話　（０３）５３６０－２０１６（代表）

UD FONT